

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める政令案参照条文

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年十一月二十日法律第七十五号）（抄）
附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。